

令和2年度

JASSO 障害学生支援 理解・啓発セミナー

障害のある学生の修学支援について

令和2年9月

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



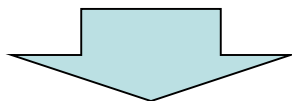
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

《本日の説明の趣旨》

- ◆ 大学等の高等教育機関へ進学する障害のある学生の増加
⇒ 学生のニーズも多様化

- ◆ それに対応すべく・・・高等教育機関全体での受入れを拡大



- ◆ 受入れにおいては、大学等が一丸となって取り組む必要があり、役員・教職員の理解増進が不可欠

- ◆ 文部科学省では、(独)日本学生支援機構との連携の下、様々な手法を用いて理解・啓発を実施。

⇒ 本日のセミナーは、特にこれまでに受入れがないもしくはほとんどない大学等の担当者を対象とした説明会であることから、基礎的な知識を紹介したい。

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → **取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理**
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
 - 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
 - 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
 - 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行 (※施行後3年を目途に見直しの検討開始)
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → **取組の具体的な進め方と留意事項を整理**
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

- 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。**
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)(※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項)(※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知) 4

3. 個別の論点と見直しの方向性

（2）事業者による合理的配慮の提供について

【見直しの考え方】

① 事業者による合理的配慮の適切な提供の確保

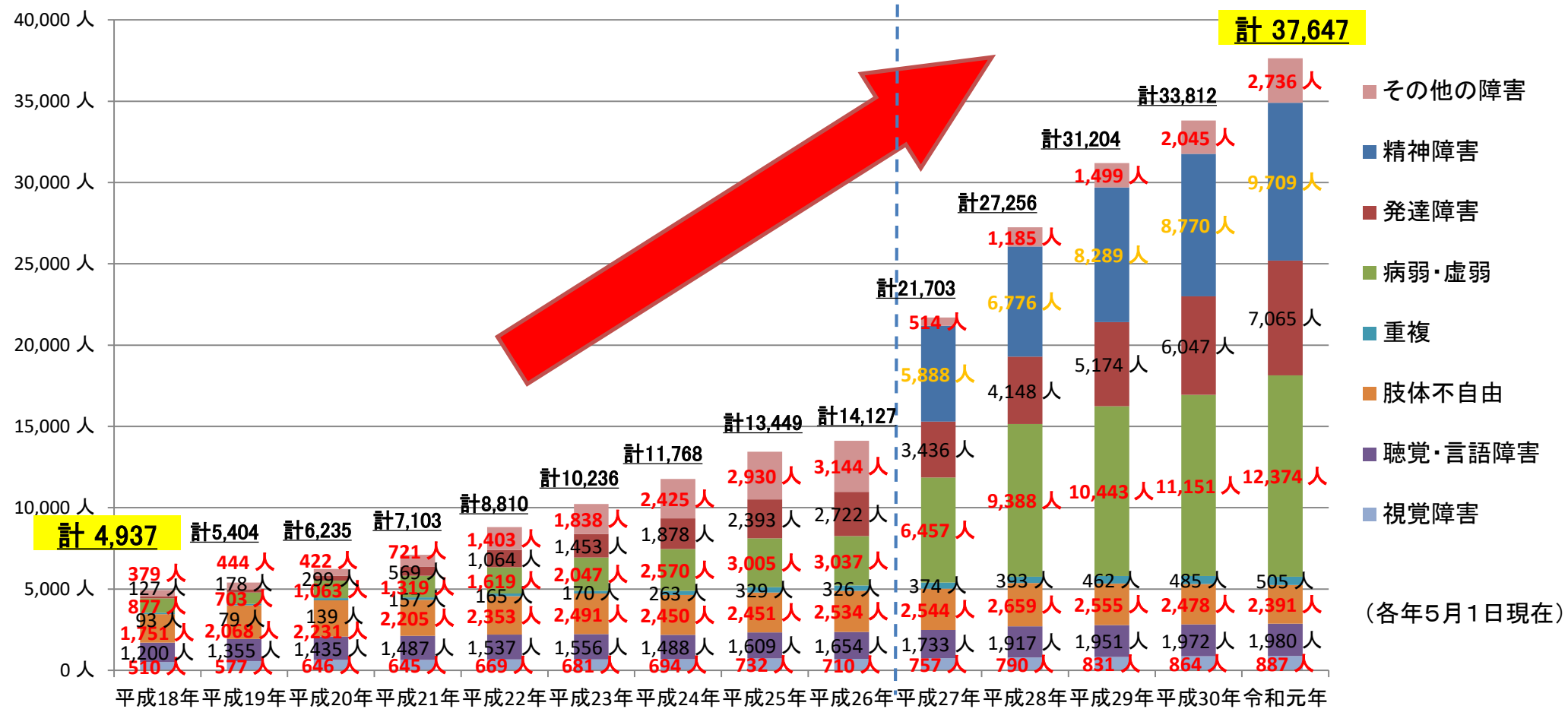
- 事業者による合理的配慮の提供については、後述の建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実等を図りつつ、事業者を含めた社会全体の取組を進めていくとともに障害者権利条約との一層の整合性の確保等を図る観点から、更に関係各方面の意見等を踏まえ、その義務化を検討すべき。

② 建設的対話の促進、事例の共有等

- 建設的対話を適切に行うべきであること、障害者やその家族が社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることや、障害特性によって意思決定や意思疎通が困難である場合に障害者やその家族に配慮することも重要であることを、基本方針等で明確化すべきである。
- 合理的配慮の内容は多様かつ個別性の高いものであるため、その実施を促す観点から、事業者からの相談にも適切に応じる体制整備や、障害者差別解消支援地域協議会の取組を含めた事例の収集や共有、情報提供を更に行うべきである。
- あわせて、障害者差別について事業者や国民の理解が十分であるとは言えないと考えられることから、国は、障害者差別の解消に関し、事業者や障害者を含む国民全体への理解を促進するため、より効果的な方法とすることも含めて周知啓発を強化すべきである。

障害のある学生の在籍者数

出典：令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



(各年5月1日現在)

※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障がいのある学生の修学支援に関する検討会(平成24年度) 第一次まとめ(概要)

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」(座長:竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)を開催。
- 計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)同合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、同年12月に第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生

(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)

○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの

→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保: 障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開: 障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程: 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等: 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制: 大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備: 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。
など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
 - ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
 - ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 - ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。(第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前の改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

【第二次まとめ】「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不相当。**
- **あらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠。**
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択
/ 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

- 障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。

【第二次まとめ】 合理的配慮とその決定手順

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」（第一次まとめ）※第二次まとめにおいても同様の定義を維持

①障害のある学生からの申出

- 原則として、**障害のある学生本人から**、社会的障壁除去の**意思表示**があった場合。
- **本人からの申出ができない場合も**、社会的障壁除去の**必要性が明白な場合は、法の趣旨に鑑みた働きかけ**（適切な配慮提案のための建設的対話、学生の特性やニーズ把握、自己選択・決定の機会提供など）**が望ましい**。
- 個々の学生の障害の状況を適切に把握するための**根拠資料の提出**。ただし、**提出困難な場合も建設的対話による確認**が可能であれば、合理的配慮提供について検討。
（根拠資料例）障害者手帳の種別・等級・区分認定／医学的診断基準に基づいた診断書／標準化された心理検査等の結果／学内外の専門家の所見／大学入学前の支援状況に関する資料 等

②障害のある学生と大学等による建設的対話

- 障害のある学生本人と大学等との建設的対話。**本人の意思決定を重視**。必要に応じて保護者や支援者の援助。

③内容決定の際の留意事項

- **合理的配慮の内容が教育に関わるものの場合**：教育目的・内容・評価の本質に社会的障壁が存在しないか確認。その上で、その**本質を変えず**に教育の提供方法を**柔軟に調整**。
- **合理的配慮の申出内容が過重な負担に当たると判断した場合**：障害のある学生への**理由の説明、理解、代替措置の提案**。

④決定された内容のモニタリング

- 合理的配慮の内容の妥当性、実施後の状況把握のため、提供内容のモニタリングを実施。必要に応じ内容の調整。

【第二次まとめ】 大学等における実施体制

体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえると共に、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要

事前的改善措置

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面で進める環境整備

- 障害学生の心理的負担を軽減、合理的配慮等、個別の障害者のニーズに対応する機会や負担の軽減、必要なコストの削減・効率化に資する。
- 施設の整備は、中長期的な計画・取組が重要。

学内規程

- 国立大学・高専：障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領を策定・公表（義務）。
→ 公立大学・高専：努力義務。
→ 私立大学・高専：国公立大学等と同じ教育機関という位置づけに鑑み同様の対応が望まれる。
- 職員対応要領に限らず、障害学生支援の姿勢・方針、様々なルールの作成・公表が望まれる。

組織

- 委員会：大学等における障害学生支援に関する意思決定を行う機関。
- 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口：支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署を中心に、学内の専門部署や障害学生の所属部局・担当教員が連携。専門性のある教職員（障害学生支援コーディネーター等）やカウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する者等を配置することが望ましい。
- 紛争解決のための第三者組織：障害学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてハラスメント防止委員会。

障害者基本計画(第4次(H30~R4))

平成30年 3月 閣議決定

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」(抜粋)(平成28年6月、国連に提出)

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➤ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

障害者基本計画(第4次(H30~R4))

障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	85.3%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	68.0%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	59.5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	95.2%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	46.8%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	50.8%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	21.1%	100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	20.1%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	84.2%	おおむね100%

趣旨

◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出した。さらに、令和2年7月に高等教育段階における新たな政策プランを加え、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プラン

1 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

7 障害のある人の大学等の学びを支援する【新規】 ～高等教育の学びの推進プラン～

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による障害学生支援体制の強化
- ②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開
- ③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進
- ④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

2 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ①教師に係る障害者雇用の実態把握
- ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③教員採用試験の改善
- ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進

2020年度障害者施策関係予算（高等教育における障害学生支援の推進）

- 障害のある学生の修学・就職支援促進事業（2020年度予算額：30,000千円）
各大学単独ではなく、組織的なアプローチによる障害のある学生への支援を促進するため、複数の大学や関係機関等が連携するプラットフォームを形成する取組を支援し、大学等からの相談対応やノウハウの共有等を実施
- 国立大学法人運営費交付金
障害者基本計画等を踏まえ、障害のある学生等の修学を支援するために必要な設備を措置
- 私立大学等経常費補助
障害のある学生の受入れ人数や障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況に応じて加算措置
- 国立大学等施設整備
国立大学等施設のバリアフリー化を含む施設整備費の補助
- 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助
私立大学等施設のバリアフリー化の補助
- 独立行政法人日本学生支援機構における学生生活支援事業
多様な学生に対する支援の充実を図るための大学等の学生指導担当教職員等に対する研修会や障害のある学生に対する修学支援その他学生支援業務の充実に必要な調査を実施

背景・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約3.4万人**※1であり、**平成26年から平成30年の5年間で約2.4倍に増加**。
- 平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、全ての大学等において**障害者への不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務ないし努力義務**とされている中、今後も障害のある学生数の増加が見込まれる。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全大学等の21.4%※1、専任の担当者を配置している大学等は全大学等の16.9%※1であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の体制整備や専門人材の養成等が必要。
- 各大学等で障害のある学生への支援を行う中で、**教育環境の調整、進学支援、就職支援、関係機関との連携、支援情報の公開等の共通の課題に直面**。特に、障害のある学生への**就職支援・キャリア教育支援**を実施している大学等は全大学の61.1%※1、**就職希望者に占める就職者の割合は79.5%※1**であり、**出口段階での支援が進んでいない状況**。（⇒平成30年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）では、大学等の就職希望者に占める就職者の割合は97.8%）
- また、「**障害者基本計画（第4次）**」や「**経済財政運営と改革の基本方針2019**」において、**障害のある学生の就労支援が求められている**。

※1出典：平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（独立行政法人日本学生支援機構）

「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある大学生の就職を支援するため、**学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進**する。

○関連成果目標（就職支援部分抜粋）

指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R4年度)
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	22%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	26%	おおむね100%

「経済財政運営と改革の基本方針2019」

（令和元年6月閣議決定）

障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、**多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等**を図る。

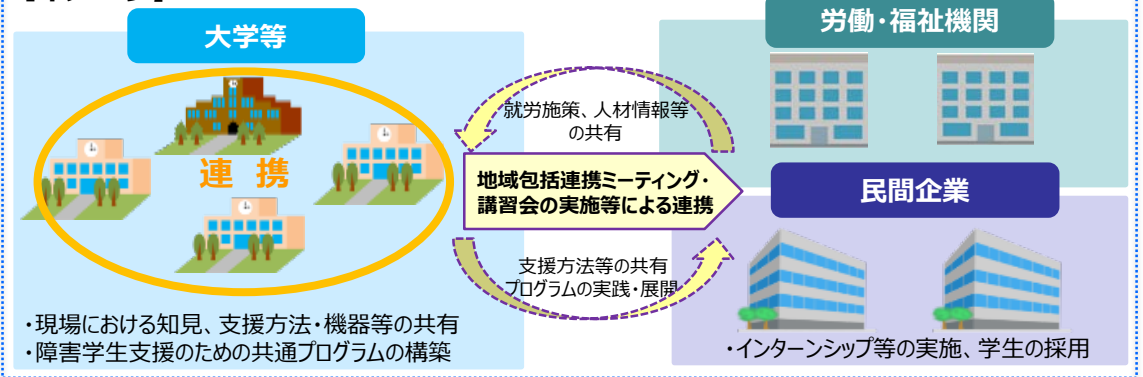
⇒大学等が直面する共通の課題克服には、各大学等がそれぞれ単独で取り組むだけでは限界があるため、**複数の大学や関係機関が連携し、組織的なアプローチにより学生を支援していく必要**がある。（現状では大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は全大学等の38.0%※1にとどまっている状況。）

事業概要

【取組内容】

- 障害の種別によって**適切な調整方法（法制度、支援方法・支援機器、関係機関の活用等）を判断できる人材を養成**するため、大学間連携による、**障害のある学生への就職支援を含む支援の留意点を共有化するプログラムの構築**。
- **大学、労働・福祉機関、企業等が参加する地域包括ミーティング等の実践**を通じた、**当該プログラムの展開及び関係機関との連携体制の構築**

【イメージ】



【期待される効果】

大学間+関係機関の連携による
各種支援方策の効果を最大限に利用

- ・ 適切な調整を判断できる人材の養成による**障害学生支援体制の充実**
- ・ 就労移行の円滑化による**障害のある学生の社会進出の促進**
- ・ 就職率の向上に伴う**障害のある学生の受入れの拡大**

等

成果を全国の大学等に
普及・展開



「高等教育アクセシビリティプラットフォーム」
Higher Education Accessibility Platform

連携校：広島大学

体制整備に困難さがある高等教育機関を支援

HEAP事業

●体制整備協力・相談事業

- ・障害学生支援体制構築の相談・コンサルティング
- ・研修講師派遣およびコーディネート等の研修支援

●カテゴリーを意識したネットワーク形成事業

- ・地域ネットワーク構築支援、高専・通信制・短大・医学系・理工系など、校種や分野等でのネットワーク形成
- ・機器の貸し出し等、リソースシェア支援

●各種連携体制の機能強化、形成促進支援

- ・高大連携強化…高校への講師派遣
- ・社会（就労）移行支援・地域社会資源連携モデル作り

大学関係者の皆さま

HEAP事業では、例えば障害学生支援部署の立ち上げや各種規程の整備、学内の障害学生支援体制の構築にあたり、先行大学での事例を参考として、各大学に合った体制作りができるよう、ご依頼に応じて様々な助言・コンサルティングを行っています。加えて、障害学生支援に関するテーマで所属する教職員を対象とするFD/SD研修を実施する際の、講師派遣やコーディネートの支援も実施しています。障害学生支援で第三者の視点から助言が欲しいと思った時はぜひご連絡を頂ければと思います。

また、障害学生支援の新たな地域連携の取組や、設置校種別ごとの連携支援ネットワーク形成もサポートしており、ニーズに応じて様々な大学が連携できるようサポートいたします。ご連絡をお待ちしています。

支援機器の貸し出し、協力校にご登録いただいた大学向けの支援技術関連限定動画の公開なども行っています。webサイトをぜひご覧ください。



京都大学 学生総合支援センター
メールアドレス：d-support-pfm@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
Webサイト：https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/
TEL：075-753-5707 FAX：075-753-5722
担当）村田淳、舩越高樹、宮谷祐史

「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業」
Platform of Higher Education and Disability

連携校：筑波大学・富山大学

障害学生支援の先端的取り組み

PHED事業

●障害学生支援スタンダード構築、個別相談事業

- ・就労移行・ICT活用等のテーマ別検討部会（SIG）の開催
- ・継続的な専門的研修(Capacity Building Institute)の提供
- ・大学・障害学生本人からの支援に関する相談受付

●キャリア・就労以降の連携構築

- ・一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアムと連携したインターンシップの実施・円滑化
- ・産・学・官の連携構築

●障害学生のエンパワメント

- ・障害学生間ネットワーク構築のための交流事業開催

大学関係者の皆さま

PHED事業では、各校での質の高い支援提供に向け、支援に必要なスキル・ノウハウ・リソースや連携体制の仕組み等、様々なテーマの専門的研修を毎月開催しており、遠隔参加可能なウェブ配信も行なっています。90点以上の支援機器を実際に使用体験できる機会を毎月設けており、学生との参加も可能ですし貸し出しも行っています。これらはHPから申込可能です。企業や就労移行支援事業所や自治体と連携を進めたい場合はぜひご連絡ください。

障害学生を対象としたワークショップの実施に加え、本人のエンパワメントのための支援に関する相談、他大学の学生との交流の場の提供も行っていますので、貴学の学生にも本事業をご案内くだされば幸いです。

メールアドレスご登録により、各種開催情報等を随時メールで提供しますので、下のメールアドレス宛に、メール配信希望の旨をぜひご連絡ください。支援に関する各種相談も電話・メールで随時受け付けています。



東京大学 先端科学技術研究センター
メールアドレス：phed-secretary@at.rcast.u-tokyo.ac.jp
Webサイト：https://phed.jp Twitter：@PHED_U_Tokyo
TEL・FAX：03-5452-5443
担当）近藤武夫、高橋桐子、森脇愛子



障害あり

- 大学等で発達障害など”見えない”障害のある学生が増加
- 平成28年度 障害者差別解消法施行によるコンプライアンスの要請
- 大学教職員は発達障害学生への合理的配慮の提供や学生対応において試行錯誤している現状
- 障害の境界が不明瞭で対応に苦慮

多様な発達特性 Neuro-Diversity

- 発達障害は定型発達からの連続体（スペクトラム）
- 学生の多様な発達特性を考慮した授業設計や学生対応に関する知識・技術が必要
- 管理職を中心に組織的対応に関する知識・技術が必要

筑波大学
ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター
(DACセンター)

- 国内最大規模の「障害科学」専門家集団を有する組織体制
- 日本学生支援機構（JASSO）拠点校としての対応実績
- 発達障害学生支援（RADD）プロジェクトの実践・研究実績

発達障害学生支援に関する FD/SD研修会の開催

- 講義＋実技形式での知識・技術の獲得**
発達障害学生に有効な支援技術体験
アセスメントの実技講習にも対応
- オンサイト＋ウェビナー型研修会**
遠方からの参加も可能な
ウェブベースの研修会を企画

発達障害学生支援に関する 相談対応

- リアルな支援実践に基づく相談対応**
支援実践経験を有するスタッフが、
他大学の教職員からの相談に個別対応
- 相談ネットワーク構築**
ウェブによる遠隔相談にも対応
気軽に相談できるネットワークを構築

筑波大学DACセンター
教育関係共同利用拠点

支援情報データベース
”Learning Support Book”

FD/SD研修 相談対応 講師対応

全国の大学教職員に対する
FD/SD研修や相談対応により
発達障害(特性)に関する
各大学教職員の知識・技術を向上
各大学で使えるリソースとして
支援情報データベースを提供

- 専門テーマ別研修プログラム**
学習支援、ICT利活用、キャリア教育
などの専門研修プログラムの立案
- 各大学の体制整備に貢献**
各大学への講師派遣により
コンセンサスの取れた体制整備へ

発達障害学生支援に関する 各種講習会への講師依頼対応

- 支援情報データベースの整備**
発達障害傾向の学生に有効な
支援情報データベースを整備
- 各大学の学生への間接的な支援**
各大学に在籍する学生を対象に
支援情報配信による自助スキルの向上

発達障害学生支援に有効な データベース構築と配信

A大学 B大学 C大学

教職員

各大学教職員が研修等で
身につけた知識・技術をもとに
支援情報データベースを活用して
各大学の学生支援の質を向上

学生

(独) 日本学生支援機構による取組

1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ・すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ・調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ・障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ・令和元年度 全2回 計287名参加（初めてオンライン配信し、外55名が視聴）

3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ・発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ・令和元年度 全3回 計556名参加

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ・講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ・令和元年度 基礎編ー計283名参加 応用編ー63名参加

5. ハンドブックや事例集などの作成

(1) 合理的配慮ハンドブック

障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）

(2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド

障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組みばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）

(3) 障害のある学生への支援・配慮事例

大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）

(4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集

障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。

毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。

平成30年度に発生した事例は令和元年度に計65件公表。

「こんなときどうする？ 障害学生支援部署の役割」（ウェブコラム）の連載（令和元年度作成・公表）



障害のある学生支援に関するネットワーク①(PEPNet-Japan)

PEPNet-Japanとは

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan: The Post Secondary Education Programs Network of Japan)は、筑波技術大学の呼びかけにより、平成16年10月に結成された高等教育機関間のネットワーク。

全国の各高等教育機関における聴覚障害学生支援体制の確立および全国的な支援ネットワークの形成に寄与することを目的としている。障害学生支援に関わる他の機関とも連携しながら、聴覚障害学生支援に関わる活動を通して、障害学生支援全体の発展を目指した活動を行っている。

活動内容

- 聴覚障害学生支援に関わる情報提供と相談対応
PEPNet-Japanのネットワークを活かし、聴覚障害学生への合理的配慮の提供や、学内の支援体制構築などに関する情報や助言を提供。(例)実習での支援方法の助言、FD/SD研修の講師派遣、他大学の支援体制の事例紹介
- 聴覚障害学生支援MAP(PEPなび)の運営
全国の高等教育機関における聴覚障害学生支援の情報を掲載するデータベースで、各大学の支援状況や事例を共有
- 大学全体の支援体制引き上げ
全国の大学で、より高いスタンダードでの合理的配慮の提供がなされていくよう、基盤の構築を図っている。
正会員大学・機関間の情報交換会の開催や、正会員大学・機関のリードによる各地域の情報交換会等の開催促進。
- 日本聴覚障害学生支援高等教育支援シンポジウム
PEPNet-Japanの活動成果を広く発信するとともに、全国の大学の支援実践について情報交換をすることを目的に、毎年1回シンポジウムを開催。
- 各種教材の作成・配布
DVDシリーズ「Access! 聴覚障害学生支援」をはじめとする多様な教材を作成し、全国の大学・機関関係者に広く配布。
- Webによる情報発信、Twitterアカウントの運用
作成した教材をはじめ、聴覚障害学生支援に関わる多彩な情報をウェブサイトやTwitterで発信。

正会員大学・機関(32)：障害学生支援の体制を有し聴覚障害学生支援の実績のある大学、または聴覚障害学生支援を主たる活動目的とし、大学の支援体制構築に貢献した実績のある機関。

準会員大学・機関(52)：聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある大学、大学内の組織、または機関。

個人会員(209)：聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある個人。

障害のある学生支援に関するネットワーク②(AHEAD JAPAN)

AHAED JAPANとは

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会(「AHEAD JAPAN」)は平成26年10月に設立され、障害のある学生支援に関する知識や経験を持ち寄り蓄積する全国大会の開催を中心に、高等教育機関における障害のある学生支援の知識や経験の蓄積と共有を推進している。

令和元年6月12日現在、法人正会員は92法人、第一種個人正会員(障害学生支援室やセンターなどの単位での会員となっているもの)は8法人。

事業内容

- 大学における障害学生支援に関する実践・研究集会の開催
- 大学間の障害学生支援に関する連携・協力・研修事業
- 大学における障害学生支援に関する国内国外の資料及び情報の収集・提供
- 大学における障害学生支援に関する調査・研究
- 大学における障害学生支援に関する機関誌、書籍、報告書等の刊行
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

活動例

【全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)第5回大会】(令和元年6月28～30日開催、国立オリンピック記念青少年総合センター)

セミナー・シンポジウムのテーマ

- ・「障害学生支援におけるマネジメントと学内連携に関するセミナー」
- ・「障害のある生徒の高校から大学への移行を支援する」

分科会のテーマ

- ・「大学における障害学生支援コーディネーターの役割とは何か」
- ・「高専における障害学生支援の現状と課題」
- ・「障害学生の留学受け入れおよび送り出しに関する現状と課題」
- ・「公立大学における障害学生支援の現状と課題」
- ・「大学等における重度障害学生の生活支援のあり方を考える」
- ・「発達障害学生に対する就職活動支援 —大学の支援者ができること」
- ・「障害学生支援と災害時対応をめぐる課題」
- ・「教育の質保証とテクニカルスタンダードをめぐる諸課題について」
- ・「メンタルヘルスと合理的配慮」
- ・「図書館の障害者サービスにおける著作権法とテキストデータ提供について」

障害のある学生支援に関するネットワーク③(DO-IT Japan)

Do-IT Japanとは

DO-IT (Diversity, Opportunities, Internetworking and Technology) Japanは、平成19年より東京大学先端科学技術センターが主催、日本マイクロソフト株式会社、ソフトバンク株式会社、富士通株式会社が共催し、その他の多くの企業や団体が協力する産学連携により継続している。

DO-IT Japanでは、通常の教育から排除されやすい、様々な障害や病気のある児童生徒・学生に、「通常の教室や受験でのICT活用」、「自己決定やセルフ・アドボカシーの涵養」、「インターネットを通じた全国的・国際的コミュニティの構築」を通じて、高等教育への進学と、その後の専門的なキャリア移行を長期的に支援し、将来の社会のリーダーを障害のある若者の中から育てることを目指すプログラムである。

事業内容

未来のリーダーとなることが期待される少数の生徒・学生を、全国の障害のある児童生徒・学生から選抜し、集中的に教育・支援するスカラー・プログラムを中心に、年間を通じた教育プログラムを展開している。

●スカラープログラム

障害があり、学びや生活に困難のある、中学生、高校生、高卒者、大学生、大学院生の中から、テクノロジーの活用と移行支援を通じて、将来のリーダーとなる人材を養成することを目的としている。

●パルプログラム

学びに困難のある、児童生徒・学生に向けて、テクノロジーを活用した学びの保障について、情報提供を行うことを目的としている。

●スクールプログラム

協力企業と共に、テクノロジーやサービス、支援に関するノウハウを学校に届け、配慮ある環境の整備を目的としている。

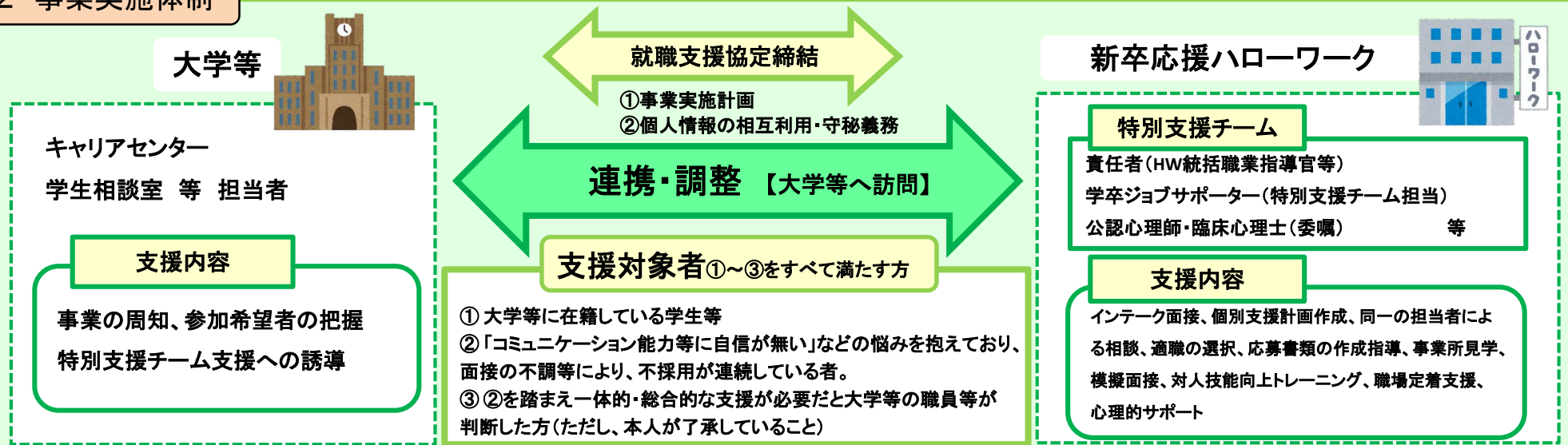


新卒応援ハローワーク(特別支援チーム)による就職活動に 困難な課題を抱える学生等への就職支援

1 目的

「就職面接で自分のことを理解してもらるのが難しいと感じている」、「コミュニケーション能力等に自信が無い」などの悩みを抱える学生を在学中から効果的・集中的に支援することを目的とする。具体的には、学校等と労働局/ハローワークの連携を強化するために新卒応援ハローワーク内に専門スタッフによる特別支援チームを設置し、支援対象者の早期把握を図るとともに、特別支援チームが大学等に出張し就職支援から定着支援まで一貫した支援を行うこととする。

2 事業実施体制



3 事業の特徴等

- 労働局等と大学等が一体となって支援を講じるために「就職支援協定」を締結【協定による効果 ⇒ 大学等内における組織的な事業の周知、支援対象者の拡大】
- 実施局の新卒応援ハローワークに、専門の「学卒ジョブサポーター(特別支援チーム担当)」を配置
- 「特別支援チーム」を設置し、支援対象者一人に対して「個別支援計画」を作成し、学卒ジョブサポーターを中心に関係者がチームで支援
- 学生等へ心理的サポートを行うため、公認心理師・臨床心理士等の資格保持者を特別支援チームの構成員として委嘱
- 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施



4 実施労働局

令和2年度:15労働局【北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、福岡】

障害学生支援の充実に向けて—まとめ—

○ 法の趣旨や関連規定等の理解

- ⇒ 全ての大学等に合理的配慮の提供が求められる。(法の趣旨はどの主体にも合理的配慮の提供を求めている。)
- ⇒ 参照すべきは障害者差別解消法だけではなく、様々な規定、障害者施策や支援メニューを活用することが重要。

○ 合理的配慮は、個々の学生のニーズに応じた変更・調整

- ⇒ 合理的配慮は合理的調整。
- ⇒ 「してあげる」ではなく、障害のない学生と同じように、教育を受ける機会を保障するために行う手段・方法の変更・調整。
- ⇒ あらかじめ準備している支援メニューを障害種別等で当てはめるのではなく、支援を求める学生と一緒に検討。
- ⇒ 事例の蓄積と共有を図りながら、個別対応。

○ 「学生に高等教育を提供し、社会に送り出す」という大学の使命に基づいた対応

- ⇒ 合理的配慮の提供内容の検討にあたり、教育の本質部分を変えない(=結果(成績、単位)まで保証するものではない。)。一方で、教育や評価の方法は柔軟に検討・対応。
- ⇒ きめ細やかなで手厚い支援の提供は必要。一方で、障害学生自身が卒業後に社会で活動するために必要な知識・能力(支援の在処を学ぶことで、自分で主張・説明できる、社会で受けられる支援メニューの知識等々)を教育する視点も重要。

○ 学生との調整や支援を実施するための**全学的な体制整備**

- ⇒ 相談窓口の統一、専門的な担当部署の設置、規定や対応スキームの整備など、**体制、仕組みの構築は重要**。(しかし、それがゴールではない。)
- ⇒ 一部署の取組ではなく、**全学にまたがること**として対応。
- ⇒ **学長を始めとした執行部の積極的な対応**。

○ **幅広い連携体制の構築**

- ⇒ 一大学ですべてをまかなうのは困難。**ネットワークを構築し、ハード、ソフトの共有が重要**。
- ⇒ 大学間や行政機関、地域の各種団体など、**幅広い資源を活用**。

○ **理解促進・意識啓発の取組**

- ⇒ 何よりも重要なのは**人の意識を変えること**。理解促進の取組が重要。
- ⇒ そのためには**外的環境の整備**(規定、体制、実践等)とともに、**研修、啓発、情報公開を繰り返すことが重要**。やり方がわかれば対応へのハードルが下がる。